

登記依頼書

司法書士法人
天神リーガルオフィス 宛

物件：エイルマンション光の森 号

本人確認資料を提出し、下記の内容での登記申請を依頼します。 令和 年 月 日

ふりがな

氏 名

持分 分の

実印

自宅

携帯

通話可能な時間帯 平日：

通話可能な時間帯 土日：

ふりがな

氏 名

持分 分の

実印

自宅

携帯

通話可能な時間帯 平日：

通話可能な時間帯 土日：

権利関係（不動産持分） ※下記の1から4のいずれかに○をつけてください。

- 1 登記名義人は1名です。
- 2 登記名義人は共有とし持分は上記のとおりです。
- 3 登記名義人は共有ですが持分は未定です。
- 4 登記名義人を共有にするか未定です。

入居開始日 月 日（おおよその予定で結構です。）

登記識別情報通知（権利証）の送付先 ※下記の1か2のいずれかに○をつけてください。

- 1 新住所（エイルマンション光の森）
- 2 その他 住所：

委 任 状

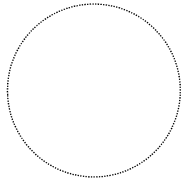
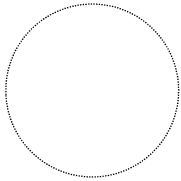
福岡市中央区天神三丁目16番19号
司法書士法人 天神リーガルオフィス

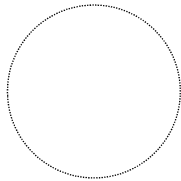
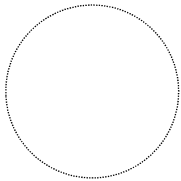
私は、上記の者を代理人とし下記の行為を委任する。

記

1. 令和 年 月 日付「登記原因証明情報兼承諾書」記載のと通りの
所有権保存登記 申請に関する一切の件
1. 復代理人選任並びに必要な応じ原本還付請求受領の件
1. 登記申請の取下げ及び登録免許税の現金還付の請求受領又は再使用証明申出に関する一切の件
1. 登記識別情報の受領及び復代理人選任に関する件
1. 登記にかかる登録免許税の還付金の受領に関する一切の件

令和 年 月 日

	{	☐ 新住所	熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2173番地1 エイルマンション光の森.....号	
		☐ 現住所		
		氏 名		
		(持分.....分の.....)		

	{	☐ 新住所	熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2173番地1 エイルマンション光の森.....号	
		☐ 現住所		
		氏 名		
		(持分.....分の.....)		

委 任 状

福岡市中央区天神三丁目16番19号
司法書士法人 天神リーガルオフィス

私は、上記の者を代理人とし下記の行為を委任する。

記

1. 後記物件の住宅用家屋証明書の申請、受領に関する一切の件

令和 年 月 日

実印

☐ 新住所

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2173番地1
エイルマンション光の森.....号

☐ 現住所

.....

氏 名

.....

(持分.....分の.....)

実印

実印

☐ 新住所

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2173番地1
エイルマンション光の森.....号

☐ 現住所

.....

氏 名

.....

(持分.....分の.....)

実印

物件の表示

別紙、令和 年 月 日付「登記原因証明情報兼承諾書」（写し）記載のとおり

※共有者は裏面に記入ください。⇒

犯収法第4条に基づくチェックシート（不動産登記用）

令和6年4月1日に施行された『犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）』の改正により、司法書士は、不動産売買等の特定取引を行うに際し、従来の本人特定事項（氏名、生年月日、住所等）に加え、①取引を行う目的、②顧客が自然人の場合は職業の本人特定事項の確認をしなければならないこととなりました。

ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	大・昭・平・西暦 年 月 日

<取引目的> 当てはまるものを以下より選択してください。(複数回答可) ☐ 1. 居住用 ☐ 2. 事業用 ☐ 3. 賃貸用 ☐ 4. 開発用 ☐ 5. 相続・事業承継対策 ☐ 6. 別荘・セカンドハウス用 ☐ 7. 転売用 ☐ 8. 投資用 ☐ 9. その他（ ）
--

<職業>

☐ 会社役員・団体役員	☐ 会社員・団体員	☐ 公務員	☐ 自営業	☐ 学生
☐ 無職 ☐ その他（　　　　　　　　　）				

スマート変更登記手続きに関する検索用情報の申出（同時申出）について

将来、住所または氏名に変更が生じた場合に、事前に「検索用情報の申出」をしておく、登記簿上の住所または氏名の変更登記を法務局が職権で行います（非課税）。

＜検索用情報の申出（同時申出）＞	
☐ 希望する	☐ 希望しない



希望するを選択された方

＜メールアドレスの提供＞	
☐ する	※sys-info@touki-kyoutaku-online.moj.go.jp からメールで通知されます。 メールアドレス（
☐ しない	※書面で通知されます。

※共有者は裏面に記入ください。⇒

犯収法第4条に基づくチェックシート（不動産登記用）

令和6年4月1日に施行された『犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）』の改正により、司法書士は、不動産売買等の特定取引を行うに際し、従来の本人特定事項（氏名、生年月日、住所等）に加え、①取引を行う目的、②顧客が自然人の場合は職業の本人特定事項の確認をしなければならないこととなりました。

ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	大・昭・平・西暦 年 月 日

<取引目的> 当てはまるものを以下より選択してください。(複数回答可)	
☐ 1. 居住用	☐ 2. 事業用
☐ 3. 賃貸用	☐ 4. 開発用
☐ 5. 相続・事業承継対策	☐ 6. 別荘・セカンドハウス用
☐ 7. 転売用	☐ 8. 投資用
☐ 9. その他 (	)

＜職業＞

☐ 会社役員・団体役員	☐ 会社員・団体員	☐ 公務員	☐ 自営業	☐ 学生
☐ 無職 ☐ その他（ ）				

スマート変更登記手続きに関する検索用情報の申出（同時申出）について

将来、住所または氏名に変更が生じた場合に、事前に「検索用情報の申出」をしておくと、登記簿上の住所または氏名の変更登記を法務局が職権で行います（非課税）。

＜検索用情報の申出（同時申出）＞	
☐ 希望する	☐ 希望しない



希望するを選択された方

＜メールアドレスの提供＞	
☐ する	※sys-info@touki-kyoutaku-online.moj.go.jp からメールで通知されます。 メールアドレス（
☐ しない	※書面で通知されます。